

憲法政治学研究会 会則

第 1 条(名称)

本会は、「憲法政治学研究会」と称する。

第 2 条(目的)

本会は、憲法政治学の学問的発展を促進し、学術交流を深めることを目的とする。

第 3 条(会員)

1. 本会は、憲法政治学に関心を有する研究者、実務家、大学院生などの会員から構成される。
2. 入会希望者は、本会の目的に賛同する者であり、かつ、会員2名以上の推薦に基づき、役員会の承認を得なければならない。

第 4 条(役員)

1. 本会には以下の役員を置く。

会長:1名

副会長:1名

常務理事:若干名

理事:若干名

監事:若干名

顧問:若干名

2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 5 条(役員会)

1. 役員会は、本会の運営に関する重要事項を決定する。
2. 役員会は、会長が招集し、年に最低1回開催する。

第 6 条(活動)

1. 本会は、定期的に研究会を開催し、憲法政治学に関する研究成果の発表および討議を行う。
2. 本会は、会員間の情報交換の促進と学問的ネットワークの構築を図る。
3. 本会は、上記活動を通じて、憲法政治学の社会全体への普及に努める。

第 7 条(会費)

1. 本会は、年会費を徴収しない。
2. 本会は、研究会ごとに研究参加費を徴収する。参加費の額は、研究会ごとに設定する。

第 8 条(会計)

1. 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 会計報告は、年1回行う。

第 9 条(会則の変更)

本会則の変更は、役員会の決定により行う。

第 10 条(附則)

1. 本会則に定めのない事項については、役員会の決定により定める。
2. 本会則は、令和6年4月1日から発効する。
3. 本会則は、発効後、3年以内の見直しを行うものとする。